

財政健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に公布され、この法律により、地方公共団体の財政の健全性に関して 4 つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率の算定を行い、監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することとなっております。

本市の令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりで、いずれの比率も早期健全化基準等を下回っており、現在のところ健全な状態にあるとされています。

健全化判断比率

令和 6 年度決算に基づき、健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても、早期健全化基準（財政状況が悪化した場合に財政の早期健全化を図るべき基準）を下回っています。

（単位：％）

項 目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 6 年度比率	—	—	11.8	1.7
早期健全化基準	13.52	18.52	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

- ・実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が 726,605 千円の黒字で実質赤字比率はありませんでした。
- ・連結実質赤字比率は、一般会計及び国民健康保険特別会計などの全 7 会計の実質収支額等の合計額が 2,125,324 千円の黒字で連結実質赤字比率はありませんでした。
- ・実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、11.8％となり、早期健全化基準を下回りました。
- ・将来負担比率は、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額等の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、1.7％となり、早期健全化基準を下回りました。

【用語解説】

◇標準財政規模

地方公共団体の一般財源の規模を示すもので、8,979,613 千円となっております。

◇早期健全化基準（イエローカード）・・・自主的な改善努力による財政健全化の基準

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準。4 つの比率について、いずれかが早期健全化基準以上となれば「早期健全化計画」を定めなければなりません。

◇財政再生基準（レッドカード）・・・国の関与による再生の基準(いわゆる財政再建団体)

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るための基準。将来負担比率を除く 3 つの比率について、いずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

資金不足比率

令和6年度決算に基づき、各公営企業における資金不足比率を算定した結果、資金不足を生じた公営企業はないため、比率は「ない」ことになり、経営健全化基準（経営の健全化を図るべき基準）を下回っています。

特 別 会 計 の 名 称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計（公共下水道事業）	—	
下水道事業会計（漁業集落排水事業）	—	

- ・ 資金不足比率は、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率で、資金の不足額は、法適用企業会計（水道事業会計、下水道事業会計（公共下水道事業、漁業集落排水事業））について流動負債から流動資産を控除した額で、いずれの会計も資金の不足は無かったため、資金不足比率はありませんでした。

【用語解説】

◇事業規模

地方公営企業における料金収入等の営業収益の規模。

◇経営健全化基準・・・自主的かつ計画的に公営企業の健全化を図るべき基準。

資金不足比率について定められた数値であり、経営健全化基準以上である場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

お問い合わせ先

財政課財務係 電話 0996－33－5627